

青総総発第 122 号
令和元年 10 月 23 日

市 町 村 長
各 一部事務組合管理者 殿
広 域 連 合 長

青森県市町村総合事務組合
管理者 浜谷 豊美

非常勤職員に関する調査について（依頼）

本組合の共同処理する事務のうち、非常勤職員公務災害補償に関する事務に係る令和 2 年度負担金算定の基礎とするため、令和元年 12 月 1 日現在における非常勤職員の法令、条例、規則及び規程等で定める定員（定めのないものにあつては現員）について承知したいので、下記に御留意のうえ別紙により 12 月 13 日（金）まで御報告願います。

記

1 留意事項

- ① 報告された職種であっても非常勤職員としての判断基準を満たしていないものは補償の対象とはなりません。
- ② 新規に報告する職種については、下記判断基準を満たす関係書類（辞令の写し、設置要項等、報酬支払票等）を添付すること。

2 非常勤職員としての判断基準

- ① 市町村の行政事務を行っている者
- ② 辞令など、任用行為のなされている者
- ③ 条例等をもとに報酬又は賃金等が支払われている者

3 当組合の適用除外

- ① 地方公務員災害補償法施行令第 1 条に該当する者（常勤的非常勤職員）
＝ 地方公務員災害補償基金の適用

- ② 一般職の臨時職員等で水道、交通、清掃、病院、保育所、児童館、学校
等など労働者災害補償保険法第3条の適用事業（現業部門の事業場）に雇
用される者
＝ 労働者災害補償保険の適用
- ③ 一部事務組合等で市町村長が非常勤特別職である管理者等を兼務し、か
つ無報酬である場合
＝ 地方公務員災害補償基金の適用

4 その他

別紙報告書等は青森県市町村総合事務組合ホームページ（青森県町村会ホ
ームページ内）からダウンロードできます。

（アドレス <http://www.aomori-chousonkai.jp/>）

担当：総務課 宮越 電話：017-723-1331 FAX：017-723-1347 住所：〒030-0801 青森市新町二丁目4-1 E-mail a-miyakoshi@aomori-chousonkai.jp
